

大阪社会医療センター附属病院患者等給食業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 目的

医療の一環として提供される入院患者等に対する給食業務の趣旨を認識のうえ、疾患治療あるいはその効果を高めるために必要となる栄養源の補給を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

【配付 2】仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額、消費税及び地方消費税を含む）

総額 税込 171,556,308 円（年額 57,185,436 円×3 年間）

・概ね一般病床 30 床のうち 25 人、地域包括ケア病床 30 床のうち 25 人と見込む

・年額 51,986,760 円（税込 57,185,436 円）内訳

管理費：月額 3,054,730（税別）×12 月＝36,656,760 円（税込 40,322,436 円）

食材料費：日額 840（朝、昼、夕食の計、税別）×50 人×365 日

＝15,330,000 円（税込 16,863,000 円）

(4) 契約期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで

(5) 履行場所

大阪社会医療センター附属病院（大阪府大阪市西成区萩之茶屋 1-11-6）

(6) 費用負担

事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、仕様書に特に定めるもの以外は契約金額に含まれるものとし、本センターは契約金額以外の費用を負担しない。

2 審査委員会の開催

プロポーザル方式による企画の審査を厳正かつ公正に行い、適切な契約の相手方となる候補者を選考するために、提出された企画提案書と、企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。

3 契約相手方の決定方法

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者を選定します。

業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には企画提案の内容をもとにして、協議を行い、本契約の規定に基づき、委託契約を締結します。なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しない場合があるほか、入札参加停止措置を講じることがあります。また、発注者が被った損

害について、損害賠償請求を行うことがあります。

契約締結後、当該契約の履行期間中に事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 契約書案 別紙参照

5 参加資格

(1) 大阪市の入札参加名簿に本業務に応じた種目（種目コード 127 病院給食）で登録されていること。

登録されていない場合は、以下（ア）～（サ）の要件を全て満たしていること。

（ア）大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（イ）大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない。

（ウ）役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

（エ）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない。

（オ）大阪府内に事業所（本社、支店、営業所等）を有する、または営業開始までに開設することが確実であると認められる。

（カ）破産法に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でない。

（キ）民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

（ク）会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

（ケ）特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

（コ）本社及び大阪府内に所在する事業所が都道府県税・消費税及び地方消費税を滞納していない。

（サ）直近 3 か年の財務諸表において、経常損失がなく、債務超過が発生していない。

(1) 一般財団法人医療関連サービスマーク振興会による「患者等給食」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている、または医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 10 に定める基準に適合することを証明できる。

(2) 令和 2 年度以降に、病床数 60 床以上の病院で患者等給食業務を 3 年以上継続して誠実に履行した実績を有する。その受託業務範囲としては、特別食（肝臓食・腎臓食・潰瘍食・心臓食・脾臓食・脂質異常食・糖尿食・消化管術後食・高血圧食・注腸食など）、軟菜食、きざみ食、ミキサー食、ソフト食、個別対応を含むものとし、受託内容としては、献立作成・食材調達・下処理・調理・盛付・配膳・下膳・洗浄のすべてを含むものとする。

(3) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である、または受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる。

6 公募型プロポーザルのスケジュール（予定）

事項	日程等
公募日・質問受付開始	令和8年3月30日（月）
質問書提出期限 現場見学受付期限	令和8年4月10日（金）17時
質問書回答期限	令和8年4月17日（金）17時
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和8年4月24日（金）17時
審査委員会（プレゼンテーション等含む）	令和8年5月1日（金）
選考結果通知日	令和8年5月8日（金）

※関係書類配布

- ・期間 令和8年3月30日（月）～4月27日（金）17時まで
- ・配布方法 社会福祉法人大阪社会医療センター（公式ホームページ）からダウンロード

※現場見学会

希望者には日程調整を行い、実施します。（1社2名まで）

7 質問書の提出方法等

(1) 質問書の提出方法は、【様式2】の電子データを次の受付先に電子メールで上記スケジュールまでに提出すること。

受付先：下記のE-mailアドレスのとおり。

- (2) 質問書には、会社名、回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを必ず記入すること。
- (3) 回答は全社共通回答として、上記スケジュールの質問書回答期限までに「大阪社会医療センター付属病院ホームページ」で公表する。

8 参加表明書及び企画提案書等の提出方法等

(1) 提出期限

令和8年4月24日（金）17：00までに必着で提出すること。

(2) 提出部数 各5部（正本：1部、副本（マスキング済）：4部）とする。

(3) 提出場所 下記の住所

(4) 提出方法

紙媒体（A4判）及び電子媒体（DVD-R 1枚）を簡易書留郵便で提出すること。

※企画提案書作成要領を確認のうえ、作成すること。

- ・参加表明書【様式1】
- ・企画提案書【様式A】
- ・法人概要書【様式B】
- ・患者等給食業務委託実績表【様式C】
- ・委託料概算見積書【様式D】

(5) その他

参加申出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

9 審査・選定

(1) プレゼンテーション実施方法

- ・参加者は提出済みの企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施します。
- ・参加者は2名までとします。
- ・各参加者15分。その後、審査委員からの質疑応答15分。
- ・説明時のプロジェクター等の使用を可とします。

(2) 評価基準

評価項目	評価視点	配点
患者サービス向上のための方策	患者に寄り添っているか	10
食材確保体制	安定して食材調達可能か	15
衛生管理体制	衛生管理の徹底、継続	15
患者等給食受託準備体制	引継ぎ準備体制の確保	10
企業の経営状況及び業務委託実績	健全な経営状態であるか	35
業務従事者の配置計画	安定した運営か	75
管理・バックアップ体制、研修体制	応援体制、非常事態対応	20
献立例と献立サイクル	栄養、適量、魅力的	20
委託料概算見積書	実現可能か	100
計		300

(3) 審査・選定方法

- ① 審査は選定委員会において実施し、提出された書類（提案書、提案見積書等）及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査の上、総合得点が最も高い事業者を選定するものとします。ただし、全委員の平均点が60点に満たない場合は、選定の対象としません。
- ② 企画提案者が1団体のみであった場合においても、選定委員会において提案内容を審査し、その適否を判断するものとします。
- ③ 選定結果については、全参加者に対して電子メールにより通知します。なお、採点結果及び評価基準に関する問い合わせには一切応じないものとします。

(4) 留意事項

- ① 企画提案に要する費用一切は、参加者の負担とします。
- ② すべての提出書類は返却しません。
- ③ 期限後の書類提出、差替え等は認めません。（ただし、本センターより軽微な修正指示を行う場合を除く）
- ④ プレゼンテーションを欠席した場合は、選定から除外します。
- ⑤ 本プロポーザルは受託予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本センターと協議をしながら仕様の策定を行うため、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- ⑥ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

10 その他

(1) 問合せ先・提出先

大阪社会医療センター附属病院 総務課

住 所 : 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋1-11-6

電 話 : 06-6649-0321 ガイダンス後4番 FAX : 06-6645-5410

E-mail : osmc-soumu@aria.ocn.ne.jp

H P : <https://osmc.or.jp/>